

新上五島町期間入札説明書

平成30年4月1日

財 政 課

1. 目的

新上五島町の地域性に鑑み、本町が行なう競争入札について、入札参加者の負担軽減を図るため、入札会場に入札者が来場することなく、入札書等を持参又は郵送することで入札に参加することができるように、「新上五島町期間入札試行要領」を定め、期間入札を平成30年4月より導入することとなりました。

町は、期間入札を導入することで入札参加者の旅費等の経費節減、及び事務の効率化により入札参加への意思を高めることを図り、入札制度の公平性、公正性、及び透明性を更に向上させることを目的としています。

2. 入札書について

- ① 建設工事の入札書は、「入札（見積）書」を使用します。この入札書は、工事費内訳書兼用様式となっており（以下「入札書」という。）、当該入札に係る工種、単位、数量を記入した入札書を各工事ごとに公表する設計図書等とともにホームページに掲載しています。
- ② 建設工事以外の入札書は、基本的には前述の工事費内訳書兼用様式を使用しますが、便宜上工事費内訳書の項目を省略しています。また、当該入札書を入札案件ごとに公表する仕様書等の参考資料とともにホームページに掲載しています。

3. 入札書の提出方法

(1) 入札書は二重封筒にして、次の方法により持参又は郵送で提出してください。

- ① 内封筒は、「入札用封筒」を使用し、入札書をいれて、必要事項を記入して糊付けし、入札者の印鑑で封印してください。
- ② 外封筒は、必要事項を封筒の表面に記載し、①の封筒を入れて郵送してください。ただし、持参するものについては、外封筒を省略することができます。
※同日入札分が複数ある場合、1つの外封筒に複数の「入札用封筒」を同封することができます。

(2) 郵送方法

- ① 一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送してください。

【あて先】

857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

新上五島町役場 入札担当課 行き

電話番号 (代)0959-53-1111

FAX番号 0959-53-1100

- ② ①以外の方法（普通郵便、ファックスによる送信）により提出された入札書は不受理となります。

- ③ 外封筒に入札者の商号又は名称が記入されていない場合は不受理となります。

（ただし、会社名等の名称入りの封筒の場合は、記入不要です。）

- ④ 到達した入札書が不受理となった場合、入札者あてに「入札書等不受理通知書」（期間入札要領様式第6号）を送付します。この通知を受けた入札者は、入札書の提出期限前であれば再提出をすることができるものとします。（封筒に誤記等がないように十分ご注意ください。）

(3) 持参の場合

新上五島町役場本庁2階の財政課窓口を設置した入札箱へ投函してください。

※投函を確認後、受領書を発行いたします。

4. 入札書の提出期限等

- ① 入札書の提出期限は原則として開札日の前日とします。ただし、開札日の前日かが休日のときは、当日以前で直近の平日とします。なお、再度入札の開札日は、入札書等の提出期限日と同日とする場合があります。さらに、その入札をした者が1者の場合は、入札参加者の了承を得たうえで、速やかに開札する場合があります。
- ② 提出期限の日時までには必着とし、提出期限の日時以降に到着した入札書は不受理とします。

5. 開札

(1) 開札について

- ① 開札は、公告又は入札執行通知書に記載した開札の日時及び場所において行います。
- ② 入札書の提出者が1者の場合でも開札を行いません。
- ③ 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きとします。
この場合、当該入札者又はその代理人が入札執行者が指定する日時及び場所においてくじを引き、落札者等を決定します。ただし、当該入札者又はその代理人が都合により参加しないこととした場合は、入札事務に関係のない町職員にくじを引かせて落札者等を決定します。

(2) 開札の立ち会いについて

期間入札は、開札の立ち会いを基本的に必要としません。ただし、入札者は開札に立ち会うことができ、さらに開札の立ち会いを代理人に委任することも可能です。この場合、「委任状」を提出してください。

6. 再度入札

(1) 再度入札について

第1回目の入札において落札者がいない場合は、1回限りの再度入札を行いません。この場合の手続きは以下のとおりです。

- ① 町は速やかに入札参加者に対して「再度入札執行通知書」を電子メール（又はファックス）により通知します。（後日書面により通知します。）
- ② 通知を受けた入札者は、入札書を第1回目の入札書と同じ要領で、提出期限までに提出してください。
- ③ 再度入札を辞退するものは、入札書の金額記載欄に「辞退」と記載し1回目の入札書と同じ要領で、提出期限までに提出してください。

(2) 随意契約について

町は、第2回目の入札でも落札者が決定しなかった場合は、有効に入札を行なった入札者のうち、最低価格を提示した入札者と随意契約の協議を行なうこともあります。

7. 入札の無効・失格

(1) 新上五島町契約規則第16条第1項及び新上五島町建設工事工事費内訳書取扱要領第6条第1項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する入札書は「無効」となります。

- ① 入札方法及び入札条件等に違反して行なわれた入札
- ② 入札金額及びその他必要な記載事項が未記入又は確認できない入札
- ③ 誤字、脱字及びその他の理由により入札者の意思表示が不明瞭な入札
- ④ 同一事項に対し2通以上の入札書等を提出した入札
- ⑤ 入札書の文字及び記号について、鉛筆等の安易に消滅又は修正できる方法により記入された入札
- ⑥ 外封筒に差出人名が記載されていない入札
- ⑦ 内封筒（入札用封筒）と入札書の記載事項について、明らかに相違が見られる入札
- ⑧ その他発注者が無効と判断する入札書

(2) 失格について

- ① 最低制限価格を設定している場合で、これを下回る金額で入札した者は失格となります。
- ② 「3. 提出方法」の(2)の②、③及び「4. 入札書の提出期限」の②で不受理となった者は失格となります。

(3) 1回目の入札が「無効」又は「失格」となった者は、再度入札に参加することはできません。

8. 落札者の決定

- ① 予定価格の範囲内（最低制限価格を設定する場合は予定価格と最低制限価格の範囲内）で、最低の価格で有効に入札した者を落札者とします。
- ② 開札の結果、落札者が決定した場合（随意契約のよる契約相手方の決定を含む。）は、入札参加者全員（無効及び失格となった者を含む。）に「落札者決定通知書」により落札者の決定について通知します。
- ③ 落札者は指定期日までに契約締結を行なってください。

9. その他

（1）開札日時の変更及び取止め

町は、開札日の変更及び入札の取止めは原則として行なわないので、入札書の送付は余裕を持って行なってください。ただし、事故、交通遮断又は不正行為等により、必要があると認めるときに限って開札を延期又は取止めることがあります。この場合、「入札執行（日時変更・取止め）通知書」により通知します。

（2）意義の申し立て

入札参加者は、次の理由により異議を申し立てることはできません。

- ① 郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかったこと。
- ② 開札後に設計内容の不知、不明を理由とすること。

（3）費用負担

入札参加者は、入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用を負担するものとします。

（4）簡易型制限付一般競争入札における注意事項

入札参加を希望する場合、必ず公告で示した期間内に入札参加申請書を提出してください。

実際の入札書の提出は、町から「簡易型制限付一般競争入札参加承認通知書」を受けた後となります。

（5）指名競争入札における注意事項

指名による入札執行通知書を受け入札を辞退する場合、入札書提出期間内に「入札（見積）辞退届」に必要事項を記入し、指名を受けた者の押印の上、必ず提出（普通郵便若しくは持参）してください。

（6）設計図書等の疑義について

- ① 参考資料等に疑義があるときは、「設計図書等に関する質問書」に質問事項を記入し、前述の入札担当課に電子メールにより送付してください。
- ② 回答は2日以内にホームページに掲載します。（質問者ごとの個別事項は除きます。）

建設工事の入札書

開札日ではなく、公告等で示した提出期間内であることを確認（送付日を記入）

(期間入札)

入札（見積）書

〇〇年〇〇月〇〇日

新上五島町長 江上 悦生 様

入札者 所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇
 商号又は名称 ㈱〇〇建設
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

下記事業を請け負いたいので、下記金額をもって入札（見積り）します。

代表取締役印

記

¥〇,〇〇〇,〇〇〇-

- 1 番号 〇〇〇第〇〇号
- 2 名称 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 工事場所 南松浦郡新上五島町〇〇郷（〇〇地内・〇〇番地〇）
- 4 工期 〇〇年〇〇月〇〇日 限り

工事費内訳書

費目／工種等	単位	数量	金額
本工事費	空白	空白	空白
〇〇〇〇工	m	〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
〇〇〇〇工	m ²	〇〇	〇〇〇,〇〇〇
〇〇〇〇工	m ³	〇〇	〇〇〇,〇〇〇
〇〇〇〇工	本	〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
直接工事費計	空白	空白	〇,〇〇〇,〇〇〇
共通仮設費計	式	1.0	〇〇〇,〇〇〇
現場管理費	式	1.0	〇〇〇,〇〇〇
一般管理費	式	1.0	〇〇〇,〇〇〇
工事価格			〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※工事価格と入札額は同額でない者は「無効」となります。

※再度入札及び随契約における見積書の場合には、工事費内訳書は斜線を引いてください。

備考

- 1 入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。
- 3 工事費内訳書には、設計図書及び参考資料等に記載されている工種別に見積った金額を記載し、入札金額は工事価格と同額であること。
- 4 回目の入札及び随契約の見積りの場合は、内訳書に斜線を記載する。

： 誤記又は未記入並びに違算は「無効」となります。

： 当該入札書はホームページに公表されますのでそのままコピーして使用してかまいません。転記して使用する場合には転記ミスに十分注意してください。なお、発注者が要求する設計内容（公表する入札書の費目、工種、数量）と違う場合「無効」となります。

建設工事以外の入札書

開札日ではなく、公告等で示した
提出期間内であることを確認
(送付日を記入)

(期間入札)

入 札 (見 積) 書

〇〇年〇〇月〇〇日

新上五島町長 江上 悦生 様

入 札 者 所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 (有)〇〇商店

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

下記事業を請け負いたいので、下記金額をもって入札（見積り）します。

代表取締役印

記

¥〇,〇〇〇,〇〇〇-

- 1 番 号 〇〇〇第〇〇号
- 2 名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 (業務・納入) 場所 南松浦郡新上五島町〇〇郷 (〇〇地内・〇〇番地〇)
- 4 履行期間・納入期限 〇〇年〇〇月〇〇日 限り

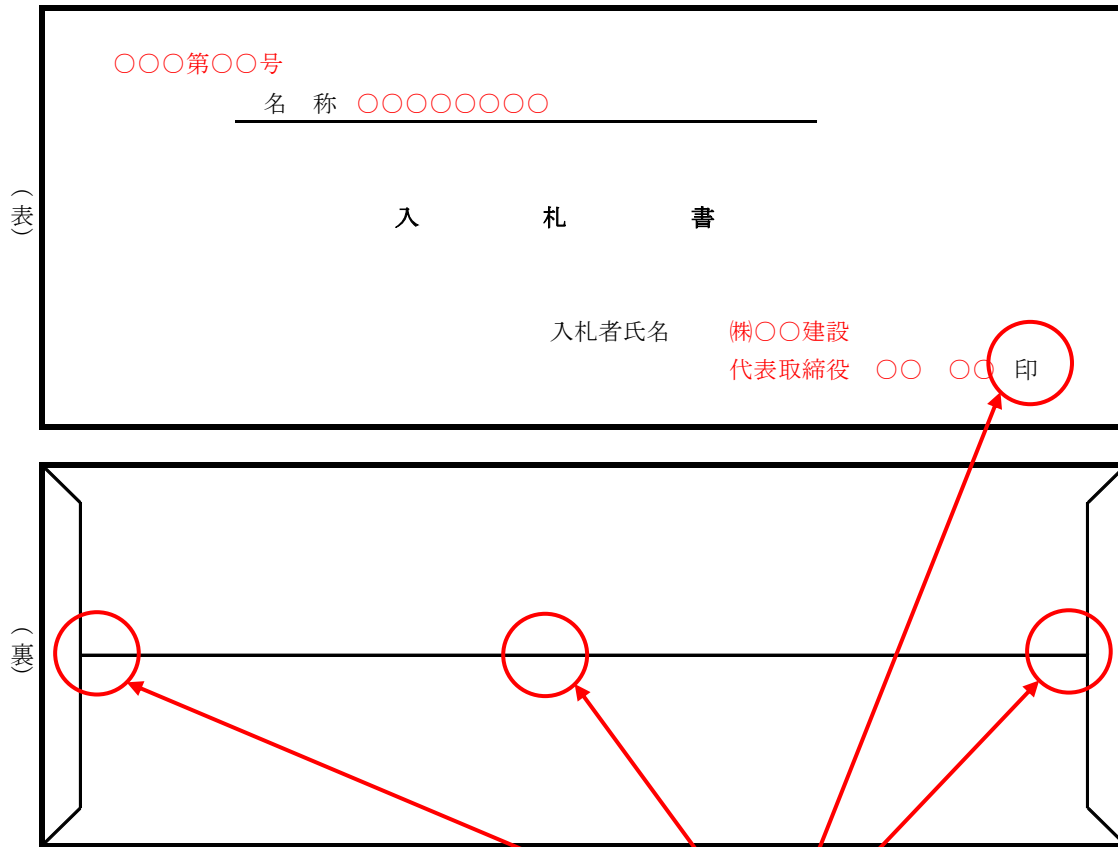
備考

- 1 入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

・当該入札書はホームページに公表されますのでそのままコピーして使用してかまいません。

・内封筒（入札用封筒）

（期間入札）

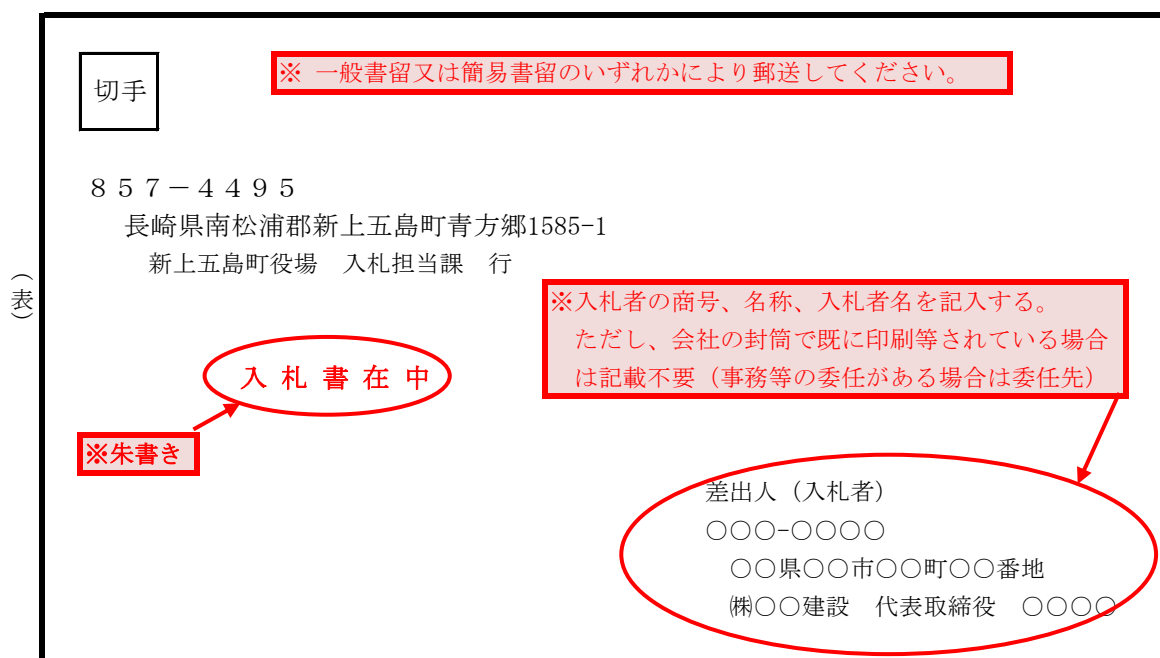


・封筒の大きさは、標準規格長3を使用すること。



糊付け及び封印（入札者印：例えば代表取締役印）

・外封筒記載例



注1 表面にのみ記載すること。

2 封は糊付けして郵送する。（封印及び入札者印は不要）